

## 第2部 豊かな環境の保全及び 創造に関して講じた施策

府域の環境問題は、自動車による大気汚染や騒音をはじめ、生活排水を主因とする水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物問題が依然として重要な課題となっており、引き続き、その克服と循環型社会の構築に向けた取組を進めていく必要があります。また、温室効果ガスの大量排出による地球温暖化やオゾン層の破壊などへの対応をはじめとする地球規模の環境問題や、ダイオキシン類等有害化学物質対策、多様化・複雑化した諸課題への対応とともに、自然と人間との豊かなふれあいの場をひろげ、みどり豊かな環境の実現や地域の個性を活かした都市景観の創造、さらには文化や伝統も視野に入れた、より質の高い環境を保持し、創造していかなければならない状況にあります。

これらに対応するため、大阪府は、行政、事業者、府民のそれぞれの責務と、府の施策の基本となる事項を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年大阪府条例第5号、以下、「環境基本条例」という。）を制定するとともに、平成8年3月に、長期的な目標、施策の大綱及びその推進のための事項を定めた「大阪府環境総合計画」を策定し、「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を目指す施策を総合的、計画的に展開しているところです。

平成12年度に豊かな環境の保全と創造に関して講じた施策のとりまとめにあたっては、大阪府環境総合計画の進捗状況の把握の一環として、次に示す施策体系に基づき整理しました。